## 掛 け 技 能 講 習



構 2 4 cm

正面

脱帽

背景無地

縦

3

この講習は岩手労働局長登録機関(登録番号48-1030)として、労働安全衛生法に基づいて実施するものです。

つり上げ荷量1トン以上のクレーン等の玉掛け業務に就くときは、玉掛け技能講習修了証を有する者でなければ、

就業できないことになっております。(クレーン運転士などの資格のみでは荷掛け、荷はずしはできません)

この講習を受講し、学科及び実技試験に合格した方に『修了証』を交付いたします。

つきましては、資格取得に必要な技能講習を、下記日程により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

学科及び実技 1回目:令和7年7月28日(月)~30日(水) 1. 日

2回目: 令和7年7月28日(月)~29日(火)•31日(木)

1日目(学科) 8:40~17:00 (受付8:00~) 2日目(学科+実技) 8:50~17:20(受付8:20~)

7:20~17:00 (試験状況により前後します) (受付7:05~) 3日目(実技)

2. 会 場 学科:サンパルク2F会議室(釜石市上中島町2-7-36 Ta:0193-55-4380)

実技:日本製鉄株式会社構内 (釜石市鈴子町)

18歳以上の方(18歳未満での受講の方は、18歳より修了証が有効となります) 3. 受講資格

4. 修了試験 学科・実技講習科目について修了試験を行います。

5. 受講料等 【全科目受講者】 27,005円 (消費税 10%込) (受講料 25,300円 テキスト代 1,705円) 【一部免除者】 24,805円 (消費税10%込) (受講料23,100円 テキスト代1,705円)

次の方は、申請により講習の一部が免除されます。 6. 一部免除

(1) クレーン・デリック運転士免許、移動式クレーン運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けたもの。

(2) 床上操作式クレーン運転技能講習又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了したもの。

免除科目 (イ) 学科→クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識

7. 申込締切日

ない場合、申込みが取消しされることがありますのでご注意ください。

裏面「受講申込書」により**受講料・テキスト代・写真1枚**(右図参照。鮮明なもの。 8. 申込方法 **デジタルカメラ等の不鮮明なものは不可。**)を添えてお申し込み下さい。

> また、一部免除申請のある方は、該当する免許証、修了証のコピー(顔写真が確認できるもの)を貼付願い ます。(FAX可。免許証、修了証のコピー、写真は郵送願います)

TEL **0193-55-4380** FAX **0193-55-4381** 〒026-0041 釜石市上中島町 2-7-36

※銀行送金の場合は、締切日までに下記口座へお振込み下さい。お振込手数料はご負担願います。

お振込みの方には、受講票発送時領収証を同封させて頂きます。

岩 手 銀 行 釜 石 支 店 ( 普) 0257116

(公財) 岩手労働基準協会釜石支部

- 7月18日(金)以降のキャンセル・欠席の場合は受講料のお返しは出来ません。 9. キャンセルの取扱
- (講習時間には、休憩、昼食時間が含まれています。) 10. カリキュラム

1日目 (学科)		2日目 (学科+実技)		3日目 (実技)			
8:40~ 8:50	オリエンテーション	8:50~13:50	クレーン等の玉掛けの方法	7:20~	実技注意事項確認		
8:50~ 9:50	クレーン等に関する知識	13:55~14:55	関係法令	7:30~	実 技		
9:55~13:50	クレーン等の玉掛けに必要な	15:00~16:00	学科試験		クレーン運転のための合図		
0.000 10.000	力学に関する知識	16:10~16:50	質量目測(実技試験)		クレーン等の玉掛け		
13:55~17:00	クレーン等の玉掛けの方法	16:50~17:20	クレーン運転のための合図	15:05~	実技試験		
				※終了時間は試験の状況により前後します。			

- ※ 集合時間は厳守して下さい。遅刻、早退、欠席の場合は受講修了と認められませんのでご注意下さい。
- (1) 筆記用具・電卓を必ずご持参下さい。 (試験時は、鉛筆・消しゴム使用。電卓機能付携帯電話は使用不可。) 11. そ の 他
  - (2) 受講票は、締め切り後に郵送致します。当日ご持参下さい。 講習3日前までに受講票が届かない場合は、ご連絡をお願い致します。
  - (3) 一部免除受講者は該当する免許証、修了証を原本確認のため受講日に必ずご持参ください。
  - (4) 実技講習にはヘルメット(貸出有)、ホイッスル、作業服等服装を整えて下さい。
  - (5) 昼食をご持参下さい。(実技会場周辺には、飲食店はございません。)
  - (6) 当協会では、受講者を対象とした「賠償責任保険」に加入しています。
  - (7) 雇用調整助成金受給事業者所は、教育訓練の対象になることがあります。

(一部免除取消しの場合のみ記載):

別紙10-3

## 玉掛け技能講習受講申込書

※協会使用欄

領収証有無

必要 · 不要

N	O	
---	---	--

学科		令和7年7月28日(月)~29日(火)	-		実施管理者		原本照合確認	免除要件確認	
	実技	<ul><li>□ 1回目 令和7年7月30日(水)</li><li>□ 2回目 令和7年7月31日(木)</li></ul>							
ふ	りがな								
			生年月日	昭	和		年	] 日	
氏	名	併記を希望する場合の旧姓又は通称	工十万日	平	成		7	H	
		(番地まで詳しくご記入下さい)	TEL	•		) (	) (	)	
現	住 所	〒 <u>—</u> 緊	<b>急用</b> 携帯電話	i (		)(	) (	)	
(*	(個人受講者は	、記入の必要はありません。)							
		〒 ─	TEL	(		) (	) (	)	
勤	所在地		FAX	(		) (	) (	)	
務									
	古 坐 旧 力					担当	当者名		
先	事業場名					内	線(	)	
※該当箇所に○印 をお付け下さい。		(公財)岩手労働基準協会会員の有無	会 員	非会	員		受講料振迟	予定日	
		受講票送付希望先	勤務先	自	宅		月	日	

令和 年 月 日

受講者名 (本人自署) \_\_\_\_\_\_

公益財団法人 岩手労働基準協会会長 殿

受 部 書 講 免 除 申 請

運転士免許証・技能講習修了証貼付欄 (必要に応じて裏面(修了証番号記載箇所)も貼付してください)

※一部免除 次の方は、申請により講習の一部が免除されます。

(1)クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許、デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けたもの。

(2)床上操作式クレーン運転技能講習又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了したもの。

※受講一部免除申請者は、該当する運転士免許、技能講習修了証の写し(顔がはっきり確認できるもの)を申込書に貼付し、

原本確認のため、受講当日に必ずご持参下さい。

(学科講習期間内で確認出来ない場合は一部免除の対象になりません。)

〈記入に際しての注意事項〉

- 1)氏名(ふりがな)、生年月日、現住所欄には、誤りのないようはっきり、丁寧にご記入下さい。(鉛筆書き不可)
- 2)訂正の場合は二重線で訂正して下さい。(訂正印不要) **修正テープ不可。**
- 3)忘れずに<u>担当者名</u>をご記入下さい。
- 4)実施管理者欄は当協会で使用します。
- 5)「氏名」の欄は、旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合には、併記を希望する氏名又は通称を記入してください。 (旧姓を使用した氏名の場合:戸籍謄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等の証明書を添付(写し)すること。 **通称の場合**:住民票又はそれに類する証明書を添付(写し)すること。)いずれも受講当日正本を提示してください。
  - ※申込書に記入していただいた個人情報は、技能講習の実施のために使用するものであり、受講者の同意なしに目的以外には 一切使用しません。